

公開用

建築基準法第6条第1項第3号及び 法第22条の規定による区域 赤色箇所 (確認申請必要区域・防火地域)

確認申請が不要【中】

字西御林、兀山、藏司山、脇ノ沢、
笠山、台ノ上、大沢、剣堂、虎吉沢一、
蔵王、山野下一、立丁一、大沢口、
五座沢、中川原、上川原、漆原及び虎
吉沢

確認申請が不要【黒沢】

字愛宕山、山ノ神山、山守山、仏坂
山、実木山、牛糞山、スダニ山二、
見兼山、膝喰山、南道路山、一盃山
及び押越山

確認申請が不要【椿】

字三ノ坂、湯之花、黒森、横山、
薬師丸、深沢、榎沢、袖山、
抜沢、追館山、平林、坊主山及
び極楽寺

確認申請が不要【萩生】

字前野内五、前野内六、前野内七、前
野内八、深内沢一、深内沢二、大平内
一、大平内二、大平内三、菅沢内一、
菅沢内二、菅沢内三、菅沢内四、六郎
沢内一、六郎沢内二、六郎沢内三、六
郎沢内四、六郎沢内五、六郎沢内六、
六郎沢内七、南中沢内一、下中沢内一、
下中ケ沢、上中ケ沢、南中ケ沢、六
郎沢、大平、樺沢、新沼、貝吹山、長
沢、滝ノ沢、立岩、御山所、風穴、筒
尻、脇ノ沢、芦沢山、南高野、北高野
(町道興善寺線以西の区域)、柳沢(町
道興善寺線以西の区域)、片倉、柴
倉、二の経縄、行人沢、筋山、八神沢
、前野、深沢、菅沢、一の経縄、上高
野一、上高野二、上高野三、館沢一、
西源平一、西源平二、芦沢及び砂子沢

確認申請が不要【小白川】

字沖山、滝沢、洞明沢、畠山、弁天
沢、正計山、柳沢、長面山、大天伯山
、長者原、大谷地、野山、六月沢、沼
沢、高野山、夏切、深沢、若林、古室
、古屋敷、坪沼、竜ヶ岳、日倉、大平
貝、清水沢、巣ノ沢、源右工門沢、
一本松、並松山、芋畠沢、朴田、北向一
、北向二、舟越、舟越二、舟越三、舟
越元一、舟越向、東的場、長面川原、
長面、長面上、片貝、沢口一、沢口二
、高野沢一、高野沢二、高野一、高野
二、御伊勢堂一、御伊勢堂二、辻堂、
沼沢一、沼沢二、鍋倉向二、牛ヶ窪一
、牛ヶ窪二、牛ヶ窪四、上牛ヶ窪、芋
元、荒尾沢一、荒尾沢二、荒尾沢三、
荒尾沢四、荒尾沢五、柳沢一、寺ノ前
、高野中島、竹原、坂ノ下、砂崩、芋
元上一及び芋元二

確認申請が不要【添川】

白川、国道113号及び国営長瀬幹線
水路で囲まれた区域以外

確認申請が不要【松原】

白川及び国道113号で囲まれた区域以外

確認申請が不要【高峰】

字津川、田中前、田中、下岡下、岡下
川原、下岡道下、下岡、小沼沢田代一、
小沼沢田代二、小沼沢一、小沼沢二、
小沼沢三、小沼沢四、入田、西向下、
山崎、上小沼沢、下小沼沢、道下、
松元(4341番地の1、4341番地の2、
4343番地の7から4343番地の9まで、
4342番地、4345番地の1、4345番地の
5、4361番地の1、4361番地の2、43
47番地、4348番地から4350番地まで、
4351番地の1、4351番地の2、4352番
地、4354番地、4355番地の1、4355番
地の2、4360番地の1から4360番地の
5まで、4361番地、4362番地の2、43
62番地の乙、4362番地の丙、4363番
地の1、4363番地の2及び4364番地
から4368番地までを除く。)以外

確認申請が不要【手ノ子】

字清明、井、鷹戸屋、三ノ沢、二ノ沢、柏
手、大比戸、穴上、鎧元、猪沢、竈沢、北
ノ入、布ノ俣、鶴ヶ谷地、滝ノ沢、上ノ山
日、沢ノ入、上段、矢ノ沢、塩波、水口、
蔭、嬉ヶ沢、東峰、上ノ台、山崎、館ノ越
、姥懐、沼ノ口、岩ノ鼻、八幡、嫁田ヶ沢
、鳥屋ノ沢、萱刈沢、千陀羅、ケ沢、觀音
沢、中ノ平、堀切沢、穴切、穴切三、穴切
四、水上、沢ノ入一、矢ノ沢口、矢ノ沢一
、矢ノ沢二、矢ノ沢三、北ノ沢一、落合一
、落合二、落合三、水上一、水上二、西一
、西二、西三、中塩波、下モ塩波一、下モ
塩波二、山崎一、山崎二及び稻荷林